

保育士等キャリアアップ研修

専門分野⑥

保護者支援・子育て支援



使用教材

- 保育士等キャリアアップ研修資料
(東京リーガルマインド作成パワーポイント)
- 保育所保育指針(厚生労働省)
- 保育所保育指針解説(厚生労働省)

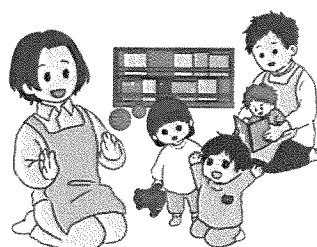
保育士等キャリアアップ研修の必要性

研修の必要性

現在、保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が特に重要な課題となっています。

こども家庭庁HP「保育士等キャリアアップ研修の実施について」より

はじめに 本研修で学ぶべき内容



1 何故「保護者支援・子育て支援」を学ぶのか

【社会的背景】

核家族化の進展及び地域社会の連携の希薄化による子育ての負担増大

新しい子育て支援制度・枠組みの構築の必要性⇒保育所もこの枠組みの中に含まれる(最も中心的)。

【保育指針の改定】

「保護者に対する支援」から「子育て支援」へ

保育所における子育て支援は、保育所の特性や保育士等の専門性を活かして行う。

ここに保育士等が保護者支援・子育て支援を学ぶ必要が生じる。

2 「保護者支援・子育て支援」の内容(厚生労働省)

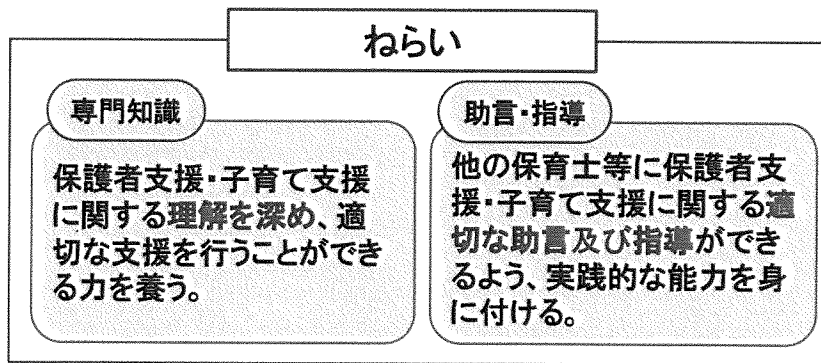
分野	ねらい	内容	具体的な研修内容(例)
保護者支援・子育て支援	・保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	○保護者支援・子育て支援の意義 ○保護者に対する相談援助 ○地域における子育て支援 ○虐待予防 ○関係機関との連携、地域資源の活用	・保護者支援・子育て支援の役割と機能 ・保護者支援・子育て支援の現状と課題 ・保育所の特性を活かした支援 ・保護者の養育力の向上につながる支援 ・保護者に対する相談援助の方法と技術 ・保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価 ・社会資源 ・地域の子育て家庭への支援 ・保護者支援における面接技法 ・虐待の予防と対応等 ・虐待の事例分析 ・保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携 ・保護者支援・子育て支援における地域資源の活用 ・「子どもの貧困」に関する対応

こども家庭庁HP「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」より

3 研修の全体像(項目)

章	項目
第1章	保護者支援・子育て支援の意義
第2章	保護者に対する相談援助
第3章	地域における子育て支援
第4章	虐待予防
第5章	関係機関との連携、地域資源の活用

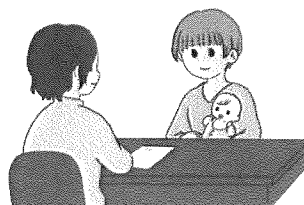
4 研修のねらい



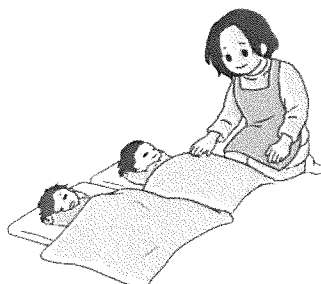
こども家庭庁HP「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」より

リーダー保育士はこの2つの能力をつける必要がある。

第1章 保護者支援・子育て支援の意義



第1節 保護者に対する子育て支援の役割と機能



序 導入の検討課題

まず、最初に、下記の点について、考え・検討してください。

【 検討事項1 】

皆さんは、これまで、子育てに関し保護者からどのような相談を受けましたか。

対応が困難だったものをリストアップしてみましょう。

【 検討事項2 】

皆さんの保育所は、地域の子育て家庭の保護者に対する子育て支援としてどのようなことをしていますか。

リストアップしてみましょう。

一時停止：  一時停止ボタン 再開：  再生ボタン

補

動画視聴の一時停止について

講義時間の関係で、
検討課題を考えていただく時間は短めにしております。
動画を一時停止してゆっくり考えて下さい。

一時停止方法：

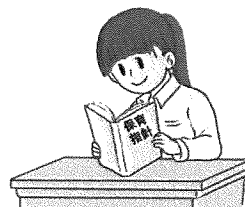
画面左下の一時停止ボタン  をクリック

動画再開方法：

画面左下の 再生ボタン  をクリック

第1節で学ぶこと

	学ぶこと	ポイント・キーワード
1	子育て支援の役割	入所児童の保護者と地域の保護者
2	子育て支援の理念	こどもの最善の利益、達成の方法
3	保育所における子育て支援の方法	保育所の特性、保育士の専門性



1-1

子育て支援の2つの役割の理解①

児童福祉法



入所児童の保護者
に対する子育て支援

地域の子育て家庭の保護者
に対する子育て支援

【児童福祉法第18条の4】

保育士とは、専門的知識及び技術をもつて児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う……

【児童福祉法第48条の4】

保育所は、……地域の住民に対してその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

1-2

子育て支援の2つの役割の理解②

保育指針



入所児童の保護者
に対する子育て支援

地域の子育て家庭の保護者
に対する子育て支援

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、……入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

2-1

子育て支援の理念の理解①

最善の利益

【児童の権利に関する条約第3条】

児童に関する全ての措置をとるに当たっては、……児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

【児童福祉法第2条】

全て国民は……児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して……育成されるよう努めなければならない。

2-2

子育て支援の理念の理解②

最善の利益

【保育指針第1章1(1)ア】

保育所は……保育を必要とする子どもの保育を行い、……入所する子どもの最善の利益を考慮し……なければならない。

【全国保育士会倫理綱領】

私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。



2-3

理念の達成方法(機能)

理念達成の方法(保護者支援を通じて子どもの最善の利益を実現)



【児童福祉法 第2条】

- 2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- 3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに 健やかに育成する責任を負う。



【子どもの権利条約 第5条】

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは……児童について法的に責任を有する他の者が……適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

3-1

保育所における子育て支援の方法(機能)

保育所の特性や保育士の専門性を活かして行う。



【保育指針 第1章1(2)イ】

保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

3-2

保育所の特性

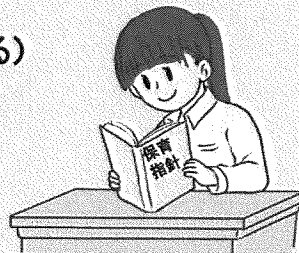
- 継続的に子どもの発達の援助及び保護者に対する子育て支援を行う。
- 保育士や看護師、栄養士等の専門性を有する職員が配置されている。
- 地域の公的施設として、様々な社会資源との連携や協力が可能である。等

【保育所保育指針解説 P345、346】

3-3

保育士の専門性

- (求められる資質を踏まえた)
発達援助の知識及び技術
- (子どもが生活していく力を援助する)
生活援助の知識及び技術
- (保護者支援のための)
保護者に対する相談・
助言の知識及び技術 等



【保育所保育指針解説 P17】

保育士は専門性の向上に努める必要がある。

虐待等の養育課題には、保育の専門性の範囲を超えるものがある。



カウンセリングやソーシャルワークの知識・技術を活用し、専門機関との連携を図ることも必要になる。



さらなる専門性の向上が望まれる。

まとめの検討課題

最後に、まとめとして、下記の点について、考え・検討してください。

<検討事項1>

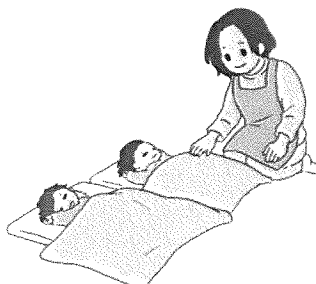
皆さんの勤務する保育所の保護者支援は、十分ですか。

仮に十分でないとしたら、どのような点を改善すべきと考えますか。

<検討事項2>

皆さんは、個人として、保護者の子育て支援に関し、今後どのような(専門)能力を伸ばしていくべきと考えますか。

第2節 保護者支援・子育て支援 の現状と課題



序 導入の検討課題

まず、最初に、下記の点について、考え・検討してください。

【検討事項1】

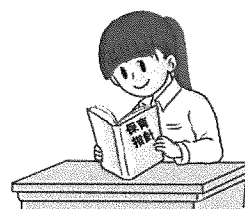
皆さんが勤務する保育所の園児の保護者は、子育てに関し、どのような悩みを抱えていますか。

【検討事項2】

皆さんが在園児の保護者や地域の保護者に子育て支援をする際に心がけていることは何ですか？

第2節で学ぶこと

	学ぶこと	ポイント・キーワード
1	子育ての現状	負担の増加、3歳児神話、不適切な養育
2	保護者支援の基本姿勢	受容、自己決定の尊重、秘密保持



1-1 子育ての現状と保護者支援の課題

課題	内容
①負担の増大	現代の核家族化、地域との関係の希薄化から、子育てを助けてくれる家族、近隣の方が減り、保護者の子育ての負担が増大(育児不安、子育ての孤立化)
②3歳児神話	子どもが3歳になるまでは母親の手で育てるべきという考え方が根強く残る。
③不適切な養育	育児不安や子育ての孤立(さらに経済的困難等)などが虐待等の不適切な養育の発生のリスク要因となる。

このような子育ての現状に対して、どのように保護者支援をすべきかが課題となる。



【保育指針第4章1(1)ア】

1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

(1) 保育所の特性を生かした子育て支援

ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。

ポイントは、受容と自己決定



意義

利用者のあるがままを受け容れる。
利用者の考え方等は、利用者自身の「個性」であるため「決して頭から否定せず、どうしてそういう考え方になるかを理解する」という考え方。

限界

自殺をしたい、病気の子どもを病院に連れて行く必要はない等の保護者の不適切な行動や要望を無条件に肯定したり、受け入れたりすることまでは需要ではない。

自己決定の尊重

意義 利用者の自己決定を促し尊重するという原則。自らの行動を決定するのは利用者自身であるとする考え方。

注意点 自己決定の尊重は、自己判断を迫ったり、子育ての責任を保護者に押し付けることではない。自己決定を支えるための保育士等の役割は、

- ・保護者とともに問題を整理する
- ・自分自身が持つ力も含め、情報を提供する
- ・保護者の判断を支持・尊重する

などがある。

秘密保持とプライバシーの保護

【児童福祉法第18条の22】

保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても同様とする。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条の2】

児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

【保育指針第4章1(2)イ】

子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。

2-5

秘密保持と義務の例外

虐待の通告義務

秘密保持

【児童虐待防止法第6条】

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、……市町村、……児童相談所に通告しなければならない。

秘密保持が子どもの利益を損なう場合は通告義務を優先する

【児童虐待防止法第6条】

3 刑法……の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、……通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

まとめの検討課題

下記の点について、考え・検討してください。

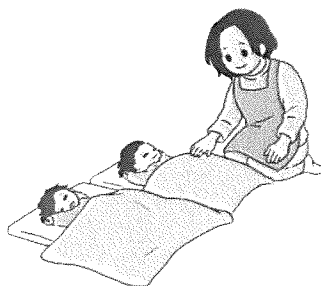
【検討事項1】

今後、保護者支援に際して、受容の原則をどのように活かしていきたいですか。

【検討事項2】

今後、保護者支援に際して、自己決定の原則をどのように活かしていきたいですか。

第3節 保育所の特性を活かした支援



序 導入の検討課題

まず、最初に、下記の点について、考え・検討してください。

【 検討事項1 】

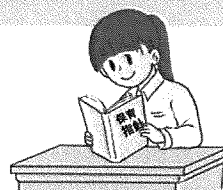
皆さんの保育所で行っている保護者に対する子育て支援には、どのようなものがありますか。

【 検討事項2 】

皆さんが、保護者に対する子育て支援で、注意している点はどのようなことですか。

第3節で学ぶこと

	学ぶこと	ポイント・キーワード
1	保育所の特性	家庭保育との違い(ヒト、モノ、環境)
2	保育士の専門性	保護者と異なる専門職の目(知識と技術)
3	日常の保育を活用した子育て支援	保育の専門施設・職の目からの子どもの理解を保護者に伝える。



1-1

保育所における子育て支援の特徴

保育所の特性や保育士の専門性を活かして行う(家庭と異なる)。



【保育指針 第1章1(2)イ】

保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。



【保育指針 第4章1(1)イ】

保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努めること。

2-1

保育所の特性

- 継続的に子どもの発達の援助及び保護者に対する子育て支援を行うことができる。
- 保育士や看護師、栄養士等の専門性を有する職員が配置されている。
- 子育て支援の活動にふさわしい設備を備えている施設である。
- 地域の公的施設として、様々な社会資源との連携や協力が可能である。
- 乳児期から就学前に至る一人一人の様々な育ちを理解し、支える保育を実践している場である。

【保育所保育指針解説 P345、346】

2-2

保育所の特性を活かした具体的取組

入所児童の保護者に対し
保育参観・参加や行事への参加

地域の子育て家庭の保護者に対し
保育体験、行事への参加、園庭開放

- 1 子どもを客観的に捉える
保護者が他の子どもと触れ合うと、自分の子どもを客観的に捉えることが可能になる。
- 2 保護者同士の交流等
相互支援や保護者の自主的活動に繋がり、保護者の養育力が向上する。

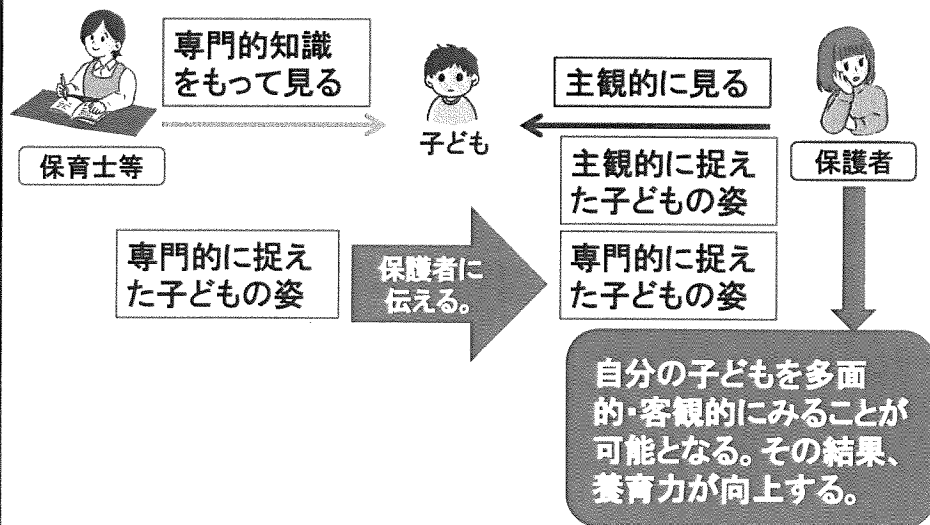
3-1

- (求められる資質を踏まえた)発達援助の知識及び技術
- (子どもが生活していく力を援助する)生活援助の知識及び技術
- (物的、人的、自然環境等の)環境構成の知識及び技術
- (子どもの興味や感心に応じて)遊びを豊かに展開する知識及び技術
- (子ども同士や子どもと保護者の)関係構築の知識及び技術
- (保護者支援のための)保護者に対する相談・助言の知識及び技術

【保育所保育指針解説 P17】

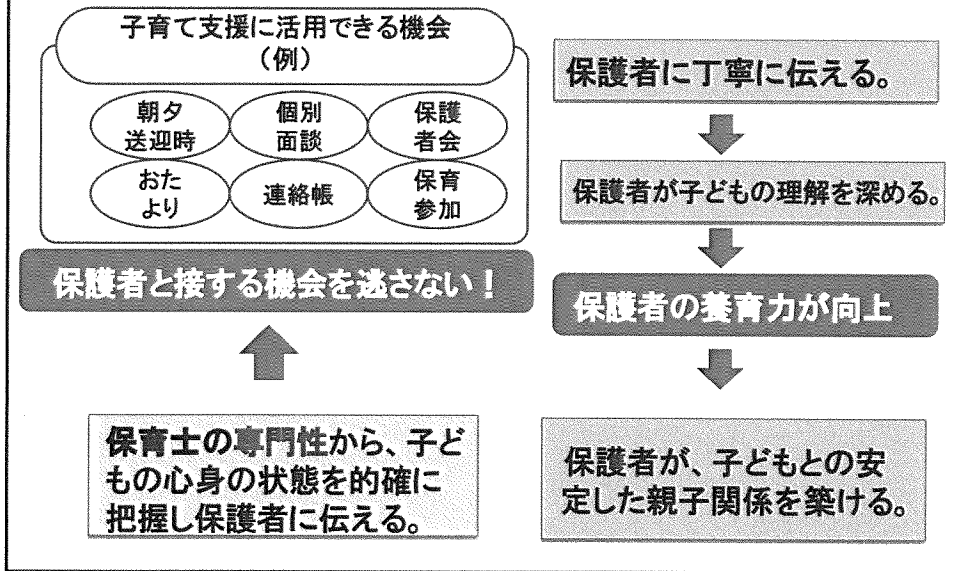
保育士は専門性の向上に努める必要がある。

3-2



4-1

日常の保育を活用した支援(子どもの様子を共有)



5-1

保育所の保護者支援のまとめ

- | | |
|---------------------|---|
| ①保育士の専門性 | 継続的に子どもを保育している保育所の特性と、生活援助の知識・技術等の保育士の専門性から保護者支援を行う。 |
| ②保育所の専門職 | 看護師や栄養士等の専門職員が配置される保育所の特性と、発達援助の知識及び技術等の保育士の専門性から保護者支援を行う。 |
| ③不適切な養育等が疑われる家庭への支援 | 公的施設として、様々な社会資源との連携が可能な保育所の特性と、保護者に対する相談・助言の知識等の保育士の専門性から支援を行う。 |

まとめの検討課題

下記の点について、考え・検討してください。

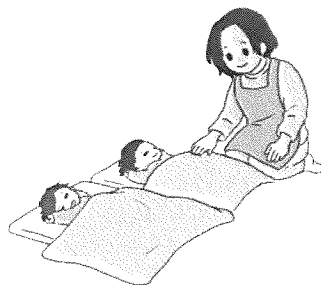
【 検討事項1 】

皆さんは、皆さんの保育所のどのような特徴を活かして保護者支援を行いたいですか。

【 検討事項2 】

皆さんは保育士として、どのような専門性を活かして保護者支援を行いたいですか。

第4節 保護者の養育力の向上につながる支援



序 導入の検討課題

まず、最初に、下記の点について、考え・検討してください。

【検討事項】

皆さんは、保護者支援をするに際して、保護者のどのような力が向上するように支援していますか。

第4節で学ぶこと

	学ぶこと	ポイント・キーワード
1	保護者の養育力向上	子育てを実践する力
2	保育士の具体的支援	相互理解、 保育活動への参加、 個別支援、 最善の利益の確保



1-1

保護者の養育力の向上

保護者の養育力
の向上



子育てを自ら実践する力
の向上

【保育指針第4章頭書】

保育所における保護者に対する子育て支援は、……子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。

2-1

具体的支援

相互理解

【保育指針第4章2(1)ア】

日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。

保育活動への参加

【保育指針第4章2(1)イ】

保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することからこれを促すこと。

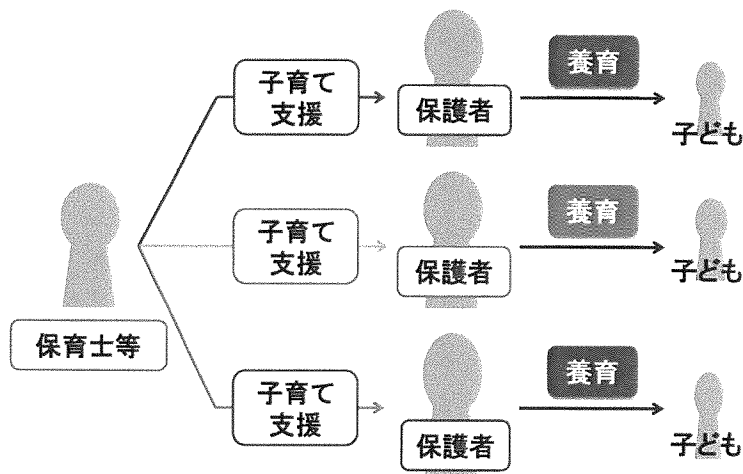
個別支援

【保育指針第4章2(2)イ】

子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

具体的支援は、子どもの育ちを共に喜び、保護者が自ら子育てをする力(養育力)の向上となるように行う。

2-2 子育て支援を通じての最善の利益の確保



2-3 「最善の利益」の内容

【保育指針解説書1(1)ア】

……「子どもの最善の利益」については、……保護者を含む大人の利益が優先されることへの牽制や、子どもの人権を尊重することの重要性を表している。

【保育指針第1章1(2)ア】

……子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

【子どもの権利条約 4つの原理】

- ・生きる権利 ・守られる権利
- ・育つ権利 ・参加する権利

【旧保育指針解説書第6章1.(1)】

最善の利益を考慮する基準例

- ・子どもの年齢、性別、背景その他の特徴
- ・子どもの確かめ得る意見と感情
- ・子どもの身体的、心理的、教育的および社会的ニーズ
- ・保護者に対してとられた支援の結果、子どもの状況の変化が子どもに及ぼす影響 等

最善の利益

子どもの権利条約について詳しく説明します。

	2 差別の禁止 (差別のないこと)	すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など どんな理由でも差別されず 、条約の定めるすべての権利が保障されます。
	3 子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)	子どもにすることが決められ、行われる時は、「 その子どもにとって最もよいことは何か 」を第一に考えます。
	6 生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)	すべての子どもの 命が守られ 、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
	12 子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)	子どもは自分に関係のある事柄について 自由に意見を表すことができ 、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

まとめの検討課題

最後に、第1章のまとめとして、下記の点について、考え・検討してください。

＜事例検討＞

A君(3歳)は、ほぼ連日、遅くまで延長保育を利用しており、また休日保育の利用も多い。

保護者の状況は、父親は会社の業績悪化のため解雇され、現在失業中で、母親は飲食店で夜遅くまで働いている。保育園のお迎えには、父親が来ることが多く、時々、お酒の匂いがする。

A君(3歳)は、園児が少なくなる午後6時を過ぎると、寂しそうな表情を浮かべ、泣き出すこともある。ただ、父親が向かえに来ると、うれしそうに、父親の胸に飛び込んでいく。

このような場合について、A君(3歳)の最善の利益と保護者支援の方法について検討してみてください。